



栃木県公報

令和 2 (2020) 年
6 月 16 日 (火)
第 113 号

目 次

告 示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 537
- 同..... 538
- 指定代理納付者の指定..... 539
- 生活保護法による指定医療機関の指定..... 539
- 生活保護法による指定介護機関の指定..... 540
- 生活保護法による指定医療機関の名称等の変更..... 541
- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止..... 542
- 生活保護法による指定介護機関の事業の廃止..... 542
- 生活保護法による指定医療機関の事業の休止..... 543
- 生活保護法による指定医療機関の指定辞退..... 543
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定..... 543
- 土地改良区定款変更の認可..... 544
- 土地改良区の土地改良事業計画変更の認可..... 544
- 道路の供用開始..... 544

公 告

- 令和 2 (2020) 年度屋外広告物講習会の開催..... 545

調 達 等 公 告

- 入札公告 (特定調達公告) 546

告 示

栃木県告示第三百五十六号

補助金等の名称等を定める告示 (昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号) の一部を次のように改正し、令和二年度分の補助金等から適用する。

令和二年六月十六日

栃木県知事 福田 富一

産業労働観光部の部産業政策課の款地域経済を牽引する企業の成長促進助成事業補助金の項の次に次のように加える。

<p>実証事業促進支援事業費補助金</p>	<p>本県における未来技術の社会実装を促進することにより、Society 5.0 実現の加速を図る。</p>	<p>実証フィールドを提供する事業者が、実証事業を行う企業と連携して実施する実証事業のために要する経費であつて、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 人件費 二 実証事業実施費 三 改装費 四 事業運営費 五 一から四までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費 	<p>補助対象経費の十分の十以内。ただし、一事業者当たり二百万円を限度とする。</p>	<p>未来技術企業・実証事業誘致事業実施要綱 (令和二年六月一日制定) 第八条第一項の規定による支援の決定を受けた企業が行う実証事業のために</p>
-----------------------	--	---	---	--

実証ファイル
ドを提供する
事業者

(産業政策課)

栃木県告示第三百五十七号

補助金等の名称等を定める告示(昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号)の一部を次のように改正し、令和二年度分の補助金等から適用する。

令和二年六月十六日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後							改正前							
主管 部	主管 課	補助金 等の名 称	交付の目 的	交付の対 象である 事務又は 事業の内 容	交付 率又 は金 額	交付の 相手方	主管 部	主管 課	補助金 等の名 称	交付の目 的	交付の対 象である 事務又は 事業の内 容	交付 率又 は金 額	交付の 相手方	
農政 略							農政 略							
畜産 略							畜産 略							
課 振興 略							課 振興 略							
粗飼料 略							粗飼料 略							
生産販売 モデル推進 事業費補助金							生産販売 モデル推進 事業費補助金							
		稲米サイ イレ ジ利用 拡大モ デル推 進事業 費補助 金	稲米サイ イレ ジの 生産流 通モデル の育成を 支援する。	一 生産 流通モ デル推 進事業 の安定 した稲 米サイ レ ジに 要する 経費	当該 事業 の二 分の 一以 内	農協、 酪農 協、耕 種農 家・畜 産農 家、飼 料生 産組 織、 飼料 メ カ 等 で構成 される 協議会								
				二 利用 拡大整 備事業 に要 する	当該 事業 に要 する									

				サ イ レ ー ジ を 調 製 す る た め の 機 械 整 備 に 要 す る 経 費	経 費 の 三 分 の 一 以 内				
	略						略		
略							略		
略							略		

(工業振興課)

栃木県告示第358号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第52条の2第2項の規定により告示する。

令和 2 (2020) 年 6 月 16 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 指定代理納付者の主たる事務所の所在地及び名称

(1) 主たる事務所の所在地

東京都千代田区紀尾井町1番3号

(2) 名称

ヤファー株式会社

2 指定代理納付者に納付させる歳入の種類

自動車税

不動産取得税

個人事業税

3 指定期間

令和 2 (2020) 年 4 月 1 日から令和 3 (2021) 年 3 月 31 日まで

(税務課)

栃木県告示第359号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和 2 (2020) 年 6 月 16 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 病院、診療所又は薬局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
令和 2 (2020) 年 5 月 1 日	芳賀メディカルクリニック	芳賀郡芳賀町祖母井南3-1-1

令和2(2020)年4月1日	医療法人社団 恒助会 このクリニック	足利市福居町506
令和2(2020)年4月1日	医療法人 柏瀬眼科	足利市相生町386-1
令和2(2020)年4月1日	天海内科	栃木市片柳町1-6-40
令和2(2020)年4月1日	佐野市民病院	佐野市田沼町1832-1
令和2(2020)年4月7日	とみやまクリニック	小山市城北6-26-5
令和2(2020)年5月1日	クスリのアオキ 福居薬局	足利市福居町2192-1
令和2(2020)年5月1日	みかん薬局	日光市今市816-11
令和2(2020)年5月1日	そらいろ調剤薬局 間々田店	小山市東間々田2-3-16
令和2(2020)年5月1日	つくも薬局 芳賀	芳賀郡芳賀町祖母井南3-1-7
令和2(2020)年4月1日	伊勢町あずま通り調剤薬局	足利市伊勢町2-13-20
令和2(2020)年4月1日	さくら薬局	栃木市片柳町1-15-23

2 指定訪問看護事業者等

指 定 年 月 日	指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
平成28年 (2016)年 6月1日	社団医療法人 英静会	日光市今市674	訪問看護ステーション フォレスト日光	日光市根室607-5
令和2 (2020)年 4月1日	医療法人財団 佐野メディカルセンター	佐野市田沼町1832-1	訪問看護ステーション あその郷	佐野市田沼町1832-1
令和2 (2020)年 4月1日	株式会社 ファーストナース	東京都港区新橋2-12-16	訪問看護ステーション あやめ佐野	佐野市若宮上町2-23サンライフ21若宮上A105
令和元 (2019)年 7月1日	合同会社 ITG	塩谷郡高根沢町光陽台6-10-5	訪問看護 ひなた	塩谷郡高根沢町宝積寺2336-7

栃木県告示第360号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和2(2020)年6月16日

栃木県知事 福田 富一

1 居宅介護事業者

指 定 年 月 日	居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		居宅介護の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	

令和2 (2020)年 4月1日	株式会社 ユー ユーワールド	宇都宮市平出工業 団地39番地5	ゆうゆうケアス テーションびわの 里ケアプランセン ター	小山市立木710番 地1	居宅介護支 援
令和2 (2020)年 4月1日	株式会社 ファミ リーホームなか	真岡市中313番地 3	株式会社ファミ リーホームなか 小規模多機能型居 宅介護きぬの園	真岡市中313番地 3	小規模多機 能型居宅介 護 認知症対応 型共同生活 介護
令和2 (2020)年 4月1日	社会福祉法人 幸 知会	河内郡上三川町下 神主229番地6	在宅介護支援セン ター トータス ホーム	河内郡上三川町下 神主229番地6	居宅介護支 援

2 介護予防事業者

指 定 年 月 日	介 護 予 防 事 業 者		介 護 予 防 事 業 所		介 護 予 防 の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
令和2 (2020)年 4月1日	株式会社 ユー ユーワールド	宇都宮市平出工業 団地39番地5	ゆうゆうケアス テーションびわの 里ケアプランセン ター	小山市立木710番 地1	介護予防支 援
令和2 (2020)年 4月1日	社会福祉法人 幸 知会	河内郡上三川町下 神主229番地6	在宅介護支援セン ター トータス ホーム	河内郡上三川町下 神主229番地6	介護予防支 援

栃木県告示第361号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和2(2020)年6月16日

栃木県知事 福田 富一

1 病院、診療所又は薬局

変 更 年 月 日	名 称	所 在 地
令和2(2020)年4月1日	医療法人ゆとり さくらクリニック (さくらスポーツ整形外科クリニック)	さくら市卯の里3-42-8
令和2(2020)年4月1日	花・花薬局多田店 (オリーブ薬局多田店)	佐野市多田町555-2
令和2(2020)年4月1日	花・花薬局堀米南店 (さくら薬局堀米店)	佐野市堀米町1661-1
令和2(2020)年4月1日	花・花薬局堀米北店 (オリーブ薬局堀米店)	佐野市堀米町3972-12

令和2(2020)年4月1日	花・花薬局植上店 (もみの木薬局)	佐野市植上町1728-1
令和2(2020)年4月1日	花・花薬局高萩店 (かたくり薬局)	佐野市高萩町1332-11

(注) 表中の()内は変更前のもの

栃木県告示第362号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和2(2020)年6月16日

栃木県知事 福田 富一

1 病院、診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和2(2020)年3月31日	柏瀬眼科	足利市相生町386-1
令和2(2020)年3月31日	こんのクリニック	足利市福居町506
令和2(2020)年3月31日	天海内科	栃木市片柳町1-6-40
令和2(2020)年3月31日	佐野市民病院	佐野市田沼町1832-1
令和2(2020)年4月6日	とみやまクリニック	小山市城北6-26-5
令和2(2020)年3月31日	伊勢町あずま通り調剤薬局	足利市伊勢町2-13-20
令和2(2020)年3月31日	さくら薬局	栃木市片柳町1-15-23
令和2(2020)年4月1日	志田薬局	小山市駅南町4-3-5
令和2(2020)年3月31日	どんぐり薬局	真岡市田町字奉行松1365-4

2 指定訪問看護事業者等

廃止年月日	指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション等	
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
令和2(2020)年3月31日	一般財団法人 佐野メディカルセンター	佐野市田沼町1832-1	訪問看護ステーション あその郷	佐野市田沼町1832-1

栃木県告示第363号

次の指定介護機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2(2020)年6月16日

栃木県知事 福田 富一

1 居宅介護事業者

廃止年月日	居宅介護事業者		居宅介護事業所		居宅介護の種類
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
令和2(2020)年4月1日	ファーマシー中山株式会社	栃木市新井町1010番地3	さくら薬局	栃木市片柳町1丁目15番地23	居宅療養管理指導

2 介護予防事業者

廃止年月日	介護予防事業者		介護予防事業所		介護予防の種類
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
令和2(2020)年4月1日	ファーマシー中山株式会社	栃木市新井町1010番地3	さくら薬局	栃木市片柳町1丁目15番地23	介護予防居宅療養管理指導

栃木県告示第364号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和2(2020)年6月16日

栃木県知事 福田 富一

病院、診療所又は薬局

休止年月日	名称	所在地
令和2(2020)年4月1日	那須烏山市国民健康保険境診療所	那須烏山市上境240

栃木県告示第365号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第51条第1項の規定により次の指定医療機関から指定辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和2(2020)年6月16日

栃木県知事 福田 富一

辞退年月日	名称	所在地
令和2(2020)年3月5日	中島歯科医院	足利市江川町2-12-8
令和2(2020)年5月1日	どい歯科口腔外科クリニック	下野市石橋字西浦571-1

(保健福祉課)

栃木県告示第366号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年6月16日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		指定の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0950200097	虹をつかもう	足利市八柵町381-8	株式会社キャッチ・ザ・レインボー	足利市南大町275-1	令和2(2020)年6月1日	居宅訪問型児童発達支援
0950800276	花のリズム園	小山市羽川776-1	特定非営利活動法人発達支援飛翔のもり	小山市羽川925-4	令和2(2020)年6月1日	放課後等デイサービス

(障害福祉課)

栃木県告示第367号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2(2020)年6月16日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
那須疏水土地改良区	令和2(2020)年5月26日
下田原北部土地改良区	令和2(2020)年5月26日
栃窪土地改良区	令和2(2020)年5月29日
笹原田土地改良区	令和2(2020)年6月1日
北半田土地改良区	令和2(2020)年6月3日

栃木県告示第368号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

令和2(2020)年6月16日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	事業名	認可年月日
黒羽土地改良区	黒羽地区土地改良(維持管理)事業	令和2(2020)年6月1日

(農地整備課)

栃木県告示第369号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和2(2020)年6月16日から同年7月15日まで一般の縦覧に供する。

令和2(2020)年6月16日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
	一般国道293号	那須郡那珂川町和見字岩下2850-2から 那須郡那珂川町和見字岩下2850-2まで	令和2(2020)年 6月17日15時
27	主要地方道 那須黒羽茂木線	那須郡那珂川町和見字中島2361から 那須郡那珂川町馬頭字赤坂道西2308-2まで	令和2(2020)年 6月17日15時

(道路保全課)

公 告

○令和2(2020)年度屋外広告物講習会の開催

栃木県屋外広告物条例(昭和39年栃木県条例第64号)第27条第1項の規定により、令和2(2020)年度屋外広告物講習会を開催するので、栃木県屋外広告物条例施行規則(平成11年栃木県規則第46号)第18条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2(2020)年6月16日

栃木県知事 福田 富一

1 日時

令和2(2020)年8月19日(水) 午前9時25分から午後5時まで

2 場所

宇都宮市埴田1丁目1番20号 栃木県庁東館4階 講堂

3 受講定員

48名

4 講習課程

- (1) 屋外広告物の法令に関する課程
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関する課程
- (3) 屋外広告物の施工に関する課程

5 受講手続

(1) 提出書類、提出先及び提出方法

屋外広告物講習会受講申請書に所定の事項を記入し、受講手数料として3,600円分の栃木県収入証紙及び写真(申請前6月以内に無帽子で正面から上半身を撮影した縦5センチメートル、横4センチメートルのもの)1枚を屋外広告物講習会受講申請書に貼付の上、最寄りの土木事務所屋外広告物担当窓口を持参すること(郵送では受け付けない。)

(2) 受付期間及び受付時間

令和2(2020)年7月1日(水)から同月31日(金)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。)

6 講習課程の一部免除

次のいずれかに該当する者については、講習課程のうち屋外広告物の施工に関する課程が免除されるので、屋外広告物講習会受講申請書にその者であることを証する書面又はその写しを添付すること。

- (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者
- (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項第1号から第3号までに掲げるいずれかの種類の主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第20条に規定する公共職業訓練若しくは同法第24条第3項に規定する認定職業訓練の課程(帆布製品製造科に係るものに限る。)を修了した者、同法第28条第2項に規定する職業訓練指導員免許(帆布製品製造科に係るものに限る。)を有する者、同法第44条第2項に規定する技能検定(帆布製品製造科に係るものに限る。)に合格した者又は職業能力開発促進法の一部を

改正する法律（平成 4 年法律第 67 号）による改正前の職業能力開発促進法第 8 条第 1 号に規定する養成訓練若しくは同条第 3 号に規定する能力再開発訓練の課程（帆布製品製造科に係るものに限る。）を修了した者

7 その他

- (1) 屋外広告物講習会案内及び屋外広告物講習会受講申請書は、各土木事務所で配布するほか、栃木県県土整備部都市計画課のホームページ（<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h08/town/machidukuri/keikan/071.html>）からダウンロードすることができる。

なお、郵送を希望する場合は、封筒の表に「屋外広告物講習会案内希望」と朱書し、角 2 の返信用封筒（宛先を明記し、120円切手を貼付したもの）を同封の上、栃木県県土整備部都市計画課宛て請求すること。

- (2) 講習会に関する問合せ先

〒320-8501 宇都宮市埜田 1 丁目 1 番 20 号
栃木県県土整備部都市計画課景観づくり担当
電話番号 028-623-2463

(都市計画課)

調 達 等 公 告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 2 (2020) 年 6 月 16 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務件名 栃木県森林クラウドシステム構築業務一式
(2) 委託業務内容 入札説明書による。
(3) 履行期間 契約締結日から令和 3 (2021) 年 3 月 25 日 (木) まで
(4) 履行場所 県の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
(2) 競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、N 通信、情報処理又は P その他のサービスの入札参加資格を有する者と決定された者であること。
(3) 令和 2 (2020) 年 8 月 5 日 (水) において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 (2010) 年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
(4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
(5) 平成 27 (2015) 年度以降に、森林クラウドシステム開発業務を主として受託し、その完了実績を報告できる者であること。
(6) 本入札に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田 1 丁目 1 番 20 号
栃木県環境森林部森林整備課保安林・林地開発担当
電話 028-623-3288 FAX 028-623-3289 E-mail: shinrin-seibi@pref.tochigi.lg.jp
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所 令和 2 (2020) 年 6 月 16 日 (火) から同年 7 月 13 日 (月) までの日（土曜日、日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

令和2(2020)年8月5日(水)午前10時 栃木県庁本館10階会議室5に持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)

(4) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

(1) 本入札は、地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札として行うものとする。

(2) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(3) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 納付。ただし、栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第143条第2項の規定により担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、同規則第144条第1号又は第3号に該当する場合であって、経営成績に特に問題がなく、かつ、契約完了実績が良好であると認められるときは、契約保証金の納付を免除する。

(4) 入札者に要求される事項

ア 競争入札参加資格の確認 入札者は、2に掲げる入札に参加する者に必要な資格を証明するために、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(ア) 提出期限 令和2(2020)年7月13日(月)午後4時

(イ) 提出場所 3(1)の場所

(ウ) 提出方法 持参

イ 競争入札参加資格確認申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和2(2020)年7月17日(金)までに通知する。

エ 入札者は、総合評価のための提案書を令和2(2020)年7月27日(月)午後1時まで3(1)の場所に持参しなければならない。

オ 入札者は、提案書に基づき提案内容の説明を行わなければならない。

(5) 入札の無効

入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 落札者決定基準

栃木県財務規則第154条の規定により設定された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、アからウまでに掲げる基準に従い、入札価格から算出した得点(以下「入札価格点」という。)と提案の内容により評価した得点(以下「加点審査点」という。)を合算した得点(以下「総合評価点」という。)の最も高い提案を最優秀提案として選定する。

なお、総合評価点が最も高い提案が複数あるときは、加点審査点が最も高いものを最優秀提案とする。総合評価点が最も高い提案が複数ある場合で、当該複数の提案に係る加点審査点が同点のときは、当該提案を行った入札参加者にくじを引かせ最優秀提案を選定する。

ア 総合評価点 総合評価点は、400点満点とし、そのうち100点を入札価格点に、300点を加点審査点にそれぞれ配分する。

イ 入札価格点 入札価格点は、入札価格に応じて、次のとおり算出する。

$$\text{入札価格点} = 100 \text{点} \times \frac{\text{最低入札価格 (無効な入札を除く.)}}{\text{当該入札参加者の入札価格}}$$

ウ 加点審査点 加点審査点は、提案の内容を次の項目ごとに評価し、付与する。

(ア) システム概要・機能要件 (150点)

(イ) システム基盤 (35点)

(ウ) 設計開発 (55点)

(エ) 運用支援 (40点)

(オ) その他 (20点)

(7) 契約書の作成の要否 要

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Tochigi Prefecture forest cloud system construction project

(2) Time and Date of bidding:

10:00a.m., August 5, 2020

(3) Information is available at:

Forestry Maintenance Division

Department of Environment and Forestry

Tochigi Prefecture

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501

TEL 028-623-3288

(森林整備課)